

道 路 交 通 法 の 一 部 改 正

〔公布日〕 平成25年6月14日

平 成 2 6 年 6 月 1 日 施 行

一定の病気等に係る運転者対策

免許を受けようとする者等に対する質問等に関する規定の整備

公安委員会は、免許の取得・免許証の更新をしようとする者に対して、一定の病気等に該当するかを判断するための質問票を交付することができます。

質問票の交付を受けた者は、それに答えて、公安委員会に提出しなければなりません。

虚偽の記載・報告 → **1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

公安委員会は、すでに免許を受けている者等が一定の病気等であるか調査する必要があるときは、必要な報告を求めることができます。

「一定の病気」とは、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気で政令で定めるものをいいます。

一定の病気等に該当する者を診察した医師による診察結果の届出に関する規定の整備

医師は診察した者が一定の病気等に該当すると認知し、その者が免許を受けていると知ったときは、その診察結果を公安委員会に届け出ることができます。

一定の病気等に該当する疑いがある者に対する免許の効力の停止に関する規定の整備

公安委員会は、一定の病気等に該当すると疑われる者の免許を3か月を超えない範囲内で期間を定めて停止することができます。

一定の病気に該当することを理由として免許を取り消された場合における免許の再取得に係る試験の一部免除に関する規定の整備

一定の病気に該当すること等を理由に免許を取り消された場合、取消してから3年以内であれば、再取得時の運転免許試験（適性試験は除く）は免除されます。

一定の病気に該当すること等を理由とした免許の取消し

免許の再取得

3年以内

免許取得時の運転免許試験の一部を免除

悪質・危険運転者対策

取消処分者講習に関する規定の整備

公安委員会が運転免許の取消しに係る書面の交付をしようとしたにも関わらず、不出頭や所在不明等で交付を受けなかった者が、運転免許試験を受けようとする場合は、過去1年以内に取消処分者講習を修了していなければなりません。

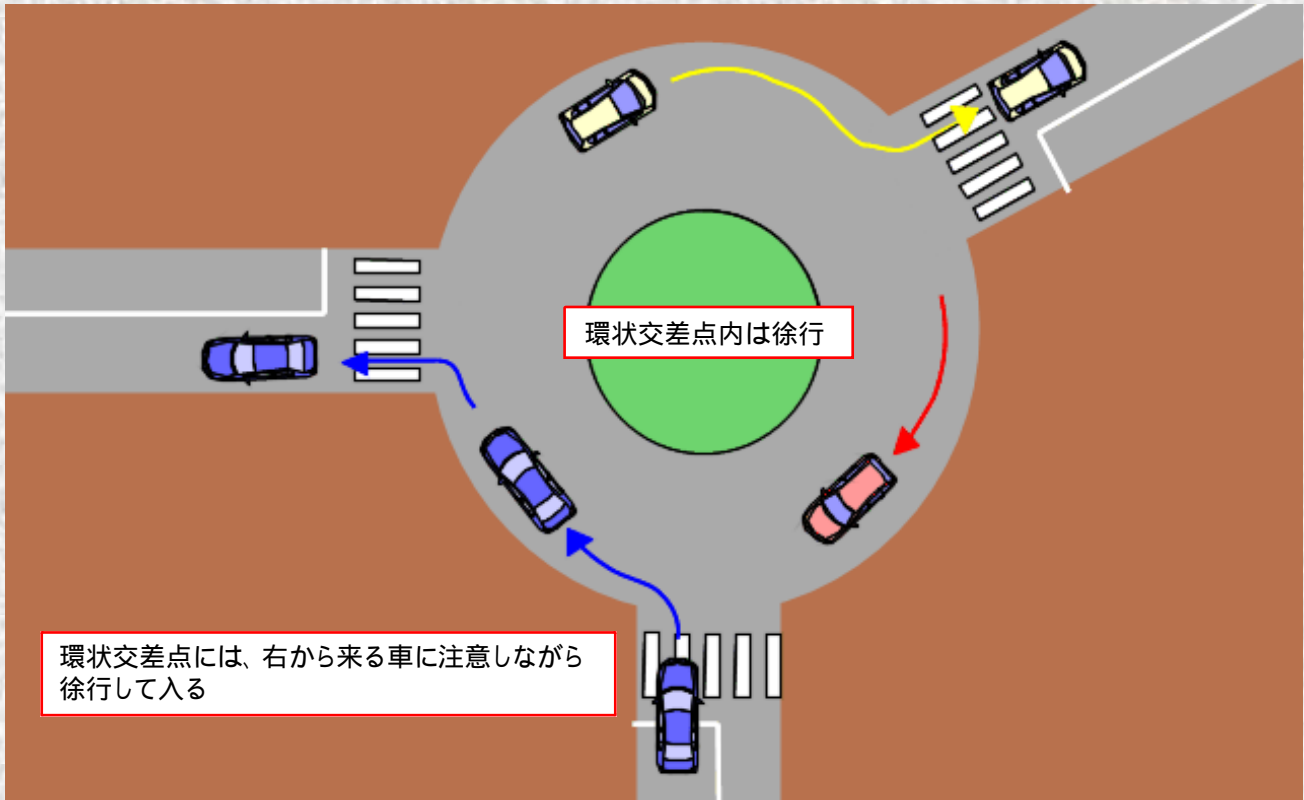
その他

放置違反金の収納事務の委託に関する規定の整備

都道府県は、放置違反金の収納の事務については、収入の確保及び納付命令を受けた者の納付の義務の履行に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人（コンビニ等）に委託することができます。

その他

環状交差点における車両等の交通方法の特例に関する規定の整備



環状交差点では、

左折等するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り環状交差点の側端に沿って徐行しなければなりません。

車両等は、環状交差点内を通行する他の車両等の進行を妨害してはいけません。

環状交差点に入ろうとするときは、徐行しなければなりません。

などの交通方法が定められました。